



地球愛平和友好札幌宮殿に関する通信 N. 1

編者 金子りきお 札幌市豊平区西岡 5-14 平和福祉友好館

2024 年 10 月 14 日 kaneko-ri@jcom.home.ne.jp Tel. 080-4882-5455



2013 年まで、札幌大学で国際関係論を担当してきた編者は、同年定年退職した直後、北東アジア共同体平和機構を設立して、その発展に努めてまいりましたが、それを 2020 年には、世界的かつ包括的な地球愛友好機構、ELFO (Earth-Loving Friendly Organization) に改組し、その創建にたどりつきました。(詳細は <http://mopw.org/elfo-outline-jun2022.pdf>)

ここには、20 以上の主要機関が定められているほか、多くの子団体も誕生し、そのひとつが、地球愛オアシス機構、OELO (Organization of Earth-Loving Oases) で、これはホテル、観光、投資、異文化交流等を目的とする機構です。**地球愛平和友好札幌宮殿**の創建ジェクトは、世界各地における同種宮殿の設立が期待されているものの一例で、かつ OELO で承認された計画です。(OELO 憲章は、<http://mopw.org/elo%20n15%20char-e-240810.pdf> 会員は、ほぼ外国人です: <http://mopw.org/oelo-mem240710.pdf>)

地球愛オアシス機構の会員が、ほぼ外国人であるために、地球愛平和友好札幌宮殿は、いずれの国ののものであっても、かなり国際的な性格をもつので、民族資本より外国資本が多く投入される可能性があるでしょう。

2024 年 9 月 1 日に、私は地球愛平和友好札幌宮殿のプロジェクトに関する了解覚え書き、MOU (Memorandum Of Understanding) 草案を地球愛オアシス機構に英文で提示して、さらに追加条項の作業を継続してまいりました。ELFO ファミリーの会員と非会員に、英文からの日本語訳で公開するのは、今回これが初めてです。

国別の宮殿、またはその地方的な小宮殿などを設立していく過程では、当然、英語のほか当地の言語も使用し、さまざまな人びとの理解と協力を求め、当地の特性を考慮することが必要でしょう。

一般的に言えば、地球愛友好機構ファミリーが、その子団体の国別地球友好協会 (ELFA) または当地の地球愛社などと協力しつつ、独自で自国の地球愛平和友好宮殿を創建できるのであれば、それは宮殿をとおして、まさしく平和と友好を促進できる栄誉の道であります。多くの場合には、地球愛友好ファミリー以外の多くの人と団体の理解および協力をえなければならないので、国または地方により、今回提示するような了解覚え書きは、あれこれ修正されると思われます。

第 1 に、**地球愛平和友好札幌宮殿**の名称です。当然、発起人や関係者の気持ちに合うものが望ましいでしょう。地球愛友好機構会員のプロジェクトで、住宅と宿泊に関するものは、地球愛平和友好 (小) 宮殿と称してほしい。

第 2 に、実際の可能性を考慮した場合、敷地、投資額、空間の利用が、多少とも修正されるでしょう。投資は巨額で、地球愛友好機構が全力投球するにせよ、それが達成されないなら、かなり修正されるかもしれません、

いずれにせよ、地球愛オアシス機構は、次頁からのような地球愛平和友好札幌宮殿設立に関する了解覚え書き案を公開しますので、札幌市民、日本国民、および世界の人びとのご理解とご協力を心より切望しております。

地球愛平和友好札幌宮殿

設立に関する了解覚え書き（案）

（注：赤い語句は最近の記入、イタリック体はコメント）

我ら、地球愛平和友好札幌宮殿（以下、札幌宮殿と略す。）のプロジェクトに関するパートナーは、このプロジェクトの実現が諸民族間の平和、友好、福祉、信頼の促進に寄与する上で非常に意義深いものであることを認識し、

この平和的プロジェクトの完成に向けた国際協力が、実りある成果を生み、世界中の人びとの心を結びつけることを確信し、

札幌宮殿の本プロジェクトを実現するために力を合わせることを決意した。

ELF0 会員は、例えば、地球愛平和友好札幌宮殿、平和福祉友好会館（ELF0 憲章、第53条）、地球愛オアシス（同）等の名称が良いと思うかもしれないが、このプロジェクトでは ELF0 の非会員である MOU の当事者が非常に多くなることが予想されますので、実際のプロジェクト名称、建物の名称だけでなく、MOU の諸条項の内容も、原会員によって決定されるべきでしょう。

2025 年〇〇月〇〇日に札幌市で作成。

第 1 部 序論

第 1 条 投資義務のある MOU の原当事者

1. 覚え書き（以下、MOU という）の原当事者は、世界中の人びとの心を結びつけ、諸民族間の平和、友好、福祉、信頼を促進することを考慮に入れて、本 MOU を作成および更新するものとする。

2. プロジェクトの実現することを望み、それに寄付する用意のある人士、および投資義務を負うことに同意する MOU の原当事者は、原則として、次のとおりである。

ここでの規則は具体的な金額を示していないため、本プロジェクト 札幌宮殿の建立に少額の寄付または投資する者であっても、そのご芳名が刻印される。

借款起業家 (Loanee-Enterpriser) がすぐさま出現し、MOU の発効前にかなりの寄付または投資に関心をいただけていただけのなら、ひじょうな慶事ですが、しかし、そのような会社、企業、自治体、

またはそれらの混合組織をすぐさま見つけることは容易でないでしょう。運よく、そのような借款起業家が出現した場合、下記の a 項であり、そうでない場合は、a 項は削除される。

- a. この MOU 発効前に寄付または投資の意志を表明する借款起業家；
- b. 国連外交官 Kisembo Abraham 氏、OELO（地球愛オアシス機構）会長；
- c. ELFO（地球愛友好機構）会長 Edmario Peixinho；
- d. 札幌宮殿 プロジェクトの会計業務を担当する銀行；
- e. 札幌宮殿 の建設を完了する責任を負う建設業者；
- f. この MOU に関し、銀行家や投資家などに投資させることに成功する ELFO ファミリー会員；
- g. 現プロジェクトに投資する準備ができている協力者（銀行家、投資家など）。

第 2 条。投資義務のない原当事者

2. 以下の人士は、札幌宮殿 のプロジェクトに投資する義務を負うことなく、本 MOU の当事者となることができる。ただし、希望する場合は、寄付または投資することができるものとする。

- a. ELFO 名誉会長、札幌大学名誉教授 金子 りきお
- b. 日本の政党または政党人
- c. 日本の法律家および/または法律家団体
- d. 日本の教育機関または教育者
- e. 日本および世界中のスポーツ選手および/または団体
- f. 世界中の友好団体
- g. 世界中の宗教家および/または宗教団体
- h. 世界中の銀行家および/または金融機関
- i. 世界中の企業家および/または業界団体
- j. 世界中の文化人および/または文化団体
- k. 日本および世界中のその他の人士および団体

第 3 条 地球愛友好仲間の特性

1. この MOU の当事者は、地球愛友好仲間、ELAF: Earth-Loving Amicable Fellows と称し、このパートナー グループは柔軟で、同グループの会長、代表者または責任者は、当初は存在しないものとする。第 1 条第 2 項 d が定める銀行は、原則として、MOU の他の当事者と同等の投票権を持つ議長になることができる。ただし、他のパートナーより優位に立つことはできないものとする。（同輩は

他の同輩に対して管轄権をもたず。)

2. 第1条第2項dの銀行が、地球愛友好仲間の暫定議長になることを望まない場合、地球愛友好仲間がその議長を選出する。

3. 本 MOU の各当事者は、手続き上の事項に関して同等の投票権を持つ。

4. 本プロジェクトの資金とその流れの決定に関しては、すべての MOU 当事者が地球愛友好仲間の枠組み内で、付属書 I に示されている投資に比例した緩和投票に同意するものとする。

投資額に比例して10分の1ずつ圧縮される投票制度。これによれば、例えば、1単位の投資家は1票、10単位の投資家は2票、100単位の投資家は3票を有する。(参照、17頁)

第4条 覚え書きの目的

この了解覚え書きの目的は、次のとおりである。

- a. 別紙Ⅱで計画されている地球愛平和友好札幌宮殿（仮称：札幌宮殿）の設立プロジェクトを実現すること。
- b. 世界中で採用されべき札幌宮殿の最良の模範的一例を創りあげること。
- c. 多文化交流と国際協力を促進すること。
- d. 札幌と北海道の経済活性化に資すること。
- e. 札幌宮殿に観光客を迎え入れ、国際観光を促進すること。

第5条 MOU への参加

MOU は、その署名時の協力者（銀行、投資家など）だけでなく、現在の MOU の当事者と協力する用意のあるすべての人に開放される。

第2部 代表者

第6条 借款起業家の公募

1. 札幌宮殿 は札幌に所在する。ただし、地球愛友好仲間は、世界中から札幌宮殿の借款起業家を

公募するものとする。

もちろん、強力な借款起業家が札幌に現れることは非常に望ましいことです。しかし、国際協力と多文化理解を早期に促進するためには、その範囲を札幌に限定しないという選択肢もあります。

2. 借款起業家は、商業上の利益のためだけでなく、世界中の人々の心を結びつけ、平和と友好の促進にも貢献するために、札幌宮殿の現プロジェクトを実行することを決意している個人、組織、または起業家の混合形態とすることが出来る。

第7条 地球愛友好仲間の存続

1. 借款起業家の候補者が、地球愛友好仲間により借款起業家として承認され、地球愛友好仲間の会長になることを希望する場合には、地球愛友好仲間は多数決によりこれを歓迎し、借款起業家はこの仲間の会長になるものとする。

2. 新しい借款起業家が地球愛友好仲間の会長になることを希望しない場合に、地球愛友好仲間はその会長を同仲間のなかから選出する。

第8条 会長の最初の仕事

1. 地球愛友好仲間会長の最初の仕事は、宣誓を行い、できるだけ早く方針を公表することである。会長は、その誓約書において、世界中の人びとの心を結びつけつつ、諸民族間の平和、友情、福祉、信頼の促進に貢献することを述べるものとする。

2. 地球愛友好仲間会長は、方針において、以下の点を述べるものとする。

- a. 本 MOU の当事者間で締結された合意を尊重する。
- b. 本プロジェクトを他国にとっても良い模範の一例とする。
- c. 本プロジェクト 札幌宮殿 について、特に担保について、より詳細に説明する。
- d. 融資を増額する可能性があるかどうかを明確にする。
- e. 特に本 MOU の継続、札幌宮殿建立の完了、アパート、部屋、その他のスペースの販売開始等に関する今後のスケジュールを説明する。

Ⅲ 借款起業家の権利と義務

第 9 条 札幌宮殿 プロジェクトのための融資

1. 借款先企業家は、協力者（銀行家、投資家など）から、総額 10 億米ドルまで融資を受けとることができる。ただし、その額には寄付は含まれない。

寄付を含めても、数年内にブローカーが 10 億米ドルを工面できないこともありうるでしょう。関係者間の合意に基づいて一部の協力者が個別に資金を送金し、ある程度まで目どがついたとき、下記のように、着工するということが考えられます。

2. 借款企業家が総額 10 億米ドルを 2026 年 12 月 31 日までに受け取らなかった場合であっても、同企業家は、MOU の過半数の決定により、いつでも自らの責任でプロジェクトを開始できる。

第 8 条「奨励措置」をみてください。これらの措置を通じ、借款企業家が資本を受け取った場合、MOU の当事者が多数決で決定すれば、同企業家は最初の業務を開始できる仕組みになっています。

3. 2026 年 12 月 31 日以降、協力者から借款企業家に送金された資本については、両者の合意に従って、2035 年までに返金されるものとする。

第 10 条 札幌宮殿 の担保および保証人

この事項は、地球愛友好仲間会長が選出されたとき、同会長がそのときの状況および方針を示し、借款起業家が承認されるまでは、この項目について、同仲間会長が、借款起業家の候補者、専門家、および関係者と協議し、借款起業家が承認されたとき、同企業家は、地球愛友好仲間会長と共同で、札幌宮殿建立プロジェクトの担保および保証人に関する共同声明を発表しなければならない。

第 11 条 協力者への返金および利息

1. 借款の総額とその利息は、借款起業家と協力者（銀行家や投資家など）との個別契約で、別段の定めがない限り、15 年以内に返金されるものとする。

2. 15 年間の利率は、同企業家と協力者との個別契約で、別段の定めがない限り、年率 5 %が適用されるものとする。

3. 本 MOU が 2026 年 12 月 31 日に発効すると仮定するなら、借款起業家は、協力者との合意により、以下のいずれかのモデルを選択して、上記の 10 億米ドルを協力者に返金することができる。

- a. 別紙 III の A に示す借款起業家の負担が軽いモデル A；
- b. 別紙 II の B に示す同起業家の負担が中程度であるモデル B；
- c. 別紙 II の C に示す同起業家の負担が重いモデル C；
- d. 同起業家と協力者が合意する混合負担のモデル D。

第 12 条 返済不履行

- 1. 借款企業が、上記特定の年に返済しなかった場合、その年の利息は 6% となり、6 年目からは、同企業家と当該協力者の間で別段の合意がない限り、利息 7% が返済額に適用されるものとする。
- 2. パートナーは、借款企業の滞納を非友好的と見なしてはならない。

第 4 部 奨励措置

初期段階では、MOU の当事者にいくらかの資金が必要になります。これら奨励措置の主な目的は、同措置によって集められる準備資本で、プロジェクトの開始をうながすことです。

第 13 条。地球愛友好仲間による 3 つの措置の奨励

- 1. 地球愛友好仲間は、本 MOU の締結時期にかかわらず、合意にもとづいて、投資の第 1 走者に出資額の 3%、第 2 走者に 2%、第 3 走者 1% を、11 条第 2 項の定める 5% に上乗せして返金することにより、協力者の投資の早期決断をうながすことができる。

- 2. 送金、返金などに関する具体的な条件は、借款起業家と協力者の間で合意されるものとする。

第 1 条第 2 項 d の「札幌宮殿 プロジェクトの会計業務を担当する銀行」がない場合は、走者が送金する地球愛友好仲間用の通帳を作成する必要があることがわかります。

第 14 条 8% の利子をうける第 1 走者

- 1. 地球愛オアシス機構会長、キセムボ アブラハム (Kisembo Abraham) 氏、および地球愛友好機構会長、エドマリオ ペイヒンホ (Edmario Peixinho) 氏は、MOU の目的を実現するという確固たる決意

を示す義務のある第1走とならなければならない。

a. キセンボ氏は少なくとも2,000米ドルを投資するものとする。

2024年9月にキセンボ氏が地元で甚大な災害に見舞われたことはご存じのとおりです。どうしたらよいでしょうか。キセンボ氏への特別配慮について考えてみましょう。

b. エドマリオ氏は少なくとも1,000米ドルを投資するものとする。

2. 第1条が予定する銀行は、少なくとも3,000米ドルを投資する義務のある第1走者とする。

3. 地球愛オアシス機構の第2、第3会長、副会長も、少なくとも500米ドルを送金する第1走者とする。ただし、1年間の8%の単利で払い戻しを請求できるものとする。

4. 地球愛友好機構ファミリーの会員は誰でも、国内法で認められている最大限の利益を得るために投資の専門家に資金を貸し、7%の利子で払い戻しを受ける権利を有する。送金の残りの1%は、当該専門家への報酬とする。

第15条 7%の利息をうける第2走者

1. 地球愛オアシス機構の以下の会員は、送金の年率7%の利息を受け取れる第2走者となる。

- a. 地球愛友好仲間会長；
- b. 以下の部門の長：宿泊事業者部門、宿泊管理部門、宿泊仲介部門、投資部門、その他の部門。
- c. 協力者の代表者；
- d. 借款企業家の代表者；
- e. 事務局長。

2. 地球愛友好機構ファミリーの会員は誰でも、国内法で認められている最大限の利益を得るために、投資の専門家に資金を貸して、6%の利息で返金を受ける権利を有する。残りの1%は、その専門家への報酬とする

第16条 6%の利息をうけとる第3走者

1. 地球愛友好機構、および地球愛オアシス機構の以下の会員は、自己の送金の年率 6%の利息を受けとることができる第 3 走者となるものとする。

- a. 地球愛友好機構の主要機関の各長。
- b. 2024 年 7 月 26 日現在、外務省の 350 人以上の外交官で構成される国家間理事会の会員
- c. 事務総長。

2. 地球愛友好機構ファミリーの会員は誰でも、国内法で認められている最大限の利益を得るため、投資の専門家に資金を貸し付けることができ、5% の利息で払い戻しを受ける権利を有する。送金の残りの 1% は、その専門家への報酬となる。

第 17 条 送金

1. パートナー間の国際送金は、別段の合意がない限り、Paypal を通じて行われるものとする。

2. 借款起業家は、プロジェクト専用の銀行通帳を持つものとする。

会員は直接通帳に送金することができる。ただし、この場合、送金ルートは銀行経由になる場合、手数料は驚くほど高額になる可能性があるが、Paypal 経由の場合は手数料はほぼ無料である。

第 18 条 ズーム友好会議

1. 地球愛友好仲間と借款起業家は、ズーム友好会議（ZAM: Zoom Amicable Meeting）を開催し、このプロジェクトに関心あるすべての人びとと語り合えるような場を提供する。

2. 日本人だけでなく、自国に地球愛平和友好宮殿を設立することに関心のある外国人も歓迎する。そのため、少なくとも週に 1 回は英語で ZAM を実施するものとする。

3. 他国で 宮殿または小宮殿 が設立された場合に、札幌の 地球愛友好仲間および札幌宮殿 は、ズーム友好会議を最大限に活用して、それらと協力し合う。

第 5 部 ブローカー

第 19 条 ブローカーの定義

1. 国内法にしたがい、日本だけでなく、世界のあらゆる人びとおよび 法人が、本 MOU の定めるブローカーになることができる。

2. 本 MOU で、「ブローカー」とは、人を地球愛友好仲間 (ELAF) へ参加すべく招待し、この非招待者が札幌宮殿 プロジェクトに投資することを望み、および/または協力者と融資先をマッチングさせた者をいう。

3. ブローカーの名前は、本 MOU に追加される。

第 20 条 書面による招待

1. 本 MOU では、単なる口頭での招待は不十分で、招待されるべき人に招待状が個別に書面で送付され、書面で回答される必要がある。

2. 借款起業家および/または協力者（銀行家または投資家等）の招待に成功した人が、第 6 部の定める「代表者」となる。

第 21 条 仲介人

上記協力者が、契約により借款起業家に資金を送金する場合、別段の定めがない限り、仲介人は協力者から送金の 1% をうけとることができる。

仲介人が所属する別団体の規則では、仲介人は借款起業家からも紹介手数料を得ることができる、と定めていることがあるにしても、この MOU では、仲介人が借款起業家から仲介料を求めることはできないと起草しました。借款起業家の早期の出現を容易にするためです。

第 22 条 追加投資

1. 協力者が本 MOU に加入してから 6 か月間、仲介人が協力者と借款起業家間で満足いく仲介ができない場合、この仲介人に代わって、いかなる MOU 当事者も、借款起業家への資金を提供するパートナーとなることができる。

2. この場合、この当事者は送金の 1% の仲介料を受けとることができる。

第6部 代表者

第23条 代表者の定義

本覚え書きにおいて代表者とは、ある人を地球愛友好仲間に招待することに成功したパートナーをいう。

第24条 代表者とアシスタント

1. 本覚え書きでは、**原則として**、代表者も借款起業家または協力者のアシスタントも、仲介人になることができないものとする。ただし、アシスタントは、本覚え書きの当事者との契約によって利益を得ることができる。

2. 代表者は、協力者から借款起業家に送金された送金の 1% の利息をうけとることができる。

第25条 代表者の権利

1. 代表者は、その招待者が投票権を行使しない場合、招待者に代わって投票する権利を有する。

2. 協力者が借款起業家と借款契約を締結した場合、当該代表者は、**反射的利益として**、送金額の少なくとも 1% の利息を反映した一定の利益を協力者からうけとることができる。

第7部 アシスタント

第26条 世界中のあらゆる人が利益を得るための広い門戸

1. 世界中のあらゆる人は、協力者、仲介者、または**借款起業家**のアシスタントとして契約を締結すれば、自らの努力で**借款起業家**に送金された送金額の 1% を得ることができる。

2. その利益は仲介業務の性質を持つものではなく、協力者、仲介者または**借款起業家**にたいする有用かつ重要なサービスの結果として生じるものである。

第 27 条 アシスタントの義務免除

アシスタントは、上司の合法的な指示を尊重し、この MOU にしたがって行動する限り、いかなる債務も免除されます。

第 28 条 規定契約

第 26 条が定める定式の契約は、この覚え書きに付属文書 IV として添付され、地球愛友好仲間のウェブサイトで公開される。

第 8 部 財務

第 29 条 会計局

1. 地球愛友好仲間の活動開始段階では、現在の MOU の当事者となる用意のある原会員の銀行に、現在のプロジェクトのための会計局が設立される。(第 1 条を参照)

2. 地球愛友好仲間により議長職が承認された第 2 段階 (第 7 条) から、当銀行はパートナー間の財務上の項目を記入し、協力者の送金から 1% の手数料を引き続きうけとることができる。

第 30 条 札幌宮殿 に関する基本合意

新生札幌宮殿の基本的構造、およびその銀行簿記について、地球愛友好仲間会長は、第 1 条の定める銀行と協議し、札幌宮殿に関する基本協定を締結する。この協定は、世界の将来のこの種宮殿が一標準として採用できるようなものとする。

第 9 部 紛争の解決

第 31 条 第 1 および第 2 文書の送付

1. この MOU の当事者は、みずから紛争を解決できず、地球愛友好仲間に紛争解決の支援を依頼する場合、同仲間の事務局長に紛争に関する第 1 文書を提出し、その行為の合法性または違法性には触れずに、事実に関する要点または意見を述べるものとする。

2. 紛争当事者は、第 1 文書で相手側が提起した点に対する回答が記された第 2 文書を事務局長に提出するものとする。

3. 事務局長は、不明瞭な事実について質問し、より詳細に明らかにし、当該事件に関するすべての文書を 地球愛友好仲間会長に送付するものとする。

第 32 条 調停委員会

1. 地球愛友好仲間 会長は、調停委員会（CC）を組織するものとする。

2. CC 委員と紛争当事者は、そのあいだで直接書面でやり取りしてはならず、地球愛友好仲間の事務局長を介して、それを行うことができる。

3. いずれかの当事者が CC による裁定に同意しない場合、別段の定めがない限り、札幌で調停を含むその他の法的手段により紛争を解決するものとする。

第 10 部 最終規定

第 33 条 札幌宮殿の設立

地球愛友好仲間は、第 30 条が定める札幌宮殿に関する基本協定で、札幌宮殿の会計だけでなく、以下の基本事項についても合意するものとする。

- a. 地球愛友好仲間と札幌宮殿 将来の関係；
- b. 札幌宮殿を株式会社、財団などとして設立するかどうかに関する 札幌宮殿の法的形態；
- c. 札幌宮殿の完全な独立性；
- d. 札幌宮殿と他の諸国の宮殿との協力。

第 34 条 現 MOU の存続

札幌宮殿 が活動を開始しても、現 MOU は尊重される。ただし、地球愛友好仲間の役員は、状況に応じて増減される場合がある。

第 35 条 地球愛友好仲間の活動の継続

1. 地球愛友好仲間は、次の目的のために、地球愛友好仲間じたいの継続を維持するよう努力しなければならない。

- a. 札幌宮殿 に協力し、その成長をさらに促進する；および
- b. 世界中、より多くの 地球愛平和友好宮殿 を設立するため、その国際協力を促進する。

2. 地球愛友好仲間の廃止は、会員の 3 分の 2 以上の多数決で決定できるものとする。ただし、一部の役員が元仲間のための連絡事務所を設立し、他の諸国でこの種の宮殿を設立すべく国際協力をさらに進めることができる。

第 36 条 保管

1. MOU は札幌宮殿 と ELFO 事務局が保管する。
2. MOU は 札幌宮殿 のウェブサイトで公開されるほか、地球愛友好機構のウェブサイト <http://mopw.org> でも暫定的に公開することができる。

第 37 条 MOU の発効

1. 第 14 条から第 16 条に関しては、地球愛友好仲間 と第一走者が具体的な条件で合意に達したときに発効する。
2. 地球愛友好仲間 に 50 人以上の 地球愛友好仲間の原会員が登録された後、MOU 当事者の法的署名がなくても、現 MOU 草案は、同仲間ウェブサイトまたは ELFO ウェブサイト <http://mopw.org> でこの MOU 草案が公開され、その後 1 週間に異議が出なかった場合、それは発効できるものとする。

第 38 条 撤退

1. **MOU 当事者**が、本 MOU およびプロジェクトから脱退する場合、2 か月前に通知するものとする。
2. **MOU 当事者**が、この MOU に加入してから 2 か月未満であれば、90%の払い戻しを受けることができる。ただし、2 か月以上経過している場合、払い戻しをうけることができず、契約の維持に努め

るものとする。

第 39 条 投資した後続者

1. 「投資した後続者」とは、本 MOU の発効後に MOU に加入して、札幌宮殿のプロジェクトに投資したパートナーをいう。
2. 投資について、これらの後続者には、**原会員**と同じ諸条件が適用されるものとする。

第 40 条 投資義務のない後続者

「投資義務のない後継者」とは、この MOU の発効後に MOU に加入し、投資義務なしに札幌宮殿の成長および世界中の多くの宮殿の設立に寄与する決意した者をいう。

第 41 条 **MOU** 当事者および寄付者は永遠に称賛される

1. MOU 当事者と寄付者の**芳名**は、MOU の付属書 V および札幌宮殿の文書保管所に、その詳細情報とともに**永久**に刻まれるものとする。
2. 付属書 V は、本 MOU の不可分の一部とする。**MOU** 当事者および寄付者は、その後、全人類のための平和と友好の促進の先駆者として、永遠に称賛されるものとする。

付属書 I 地球愛友好仲間の投票

MOU 第 3 条第 4 項は、「本プロジェクトの資金額とその流れの決定に関しては、すべての当事者が地球愛友好仲間の枠組み内での投票システム、すなわち付属書 I に示されている投資額に比例した緩和投票に同意する」と定めている。

この規則に従って、MOU の当事者は次の表に同意します。

1 単位の資産（1 ドル相当）の投資家は 1 票
10 単位の資産（10 ドル相当）の投資家は 2 票
100 単位の資産（100 ドル相当）の投資家は 3 票
1, 000 単位の資産（1, 000 ドル相当）の投資家は 4 票
10, 000 単位の資産（10, 000 ドル相当）の投資家は 5 票
100, 000 単位の資産（100, 000 ドル相当）の投資家は 6 票
1, 000, 000 単位の資産（1, 000, 000 ドル相当）の投資家は 7 票
10, 000, 000 単位の資産（10, 000, 000 ドル相当）の投資家は 8 票
100, 000, 000 単位の資産（100, 000, 000 ドル相当）の投資家は 9 票
1, 000, 000, 000 単位の資産（1, 000, 000, 000 ドル相当）の投資家は 10 票

注 1.

「本プロジェクトに対する資金の額およびその流れの決定」は、この MOU の重要な項目であるため、3 分の 2 以上の多数決で規則を改訂することができる。

注 2.

上記の投票システムは、地球愛友好仲間内で、限定的に適用されるべきものであり、借款起業家グループおよび 札幌宮殿の投票システムにはまったく影響を及ぼさないものとする。

注 3.

同じく、このプロジェクトにかかわる集団（会社、友好団体、文化スポーツ団体、自治体、NGO など）内の意志決定、投票、利益配分など制度は、ここでは適用されない。

注 4.

寄付者には、多大の感謝を表明しつつも、地球愛友好仲間では、投票権がないものとみなされる。ただし、意見表明の権利は享有する。

付属書 II. 札幌宮殿の態様

A. 高層ビル

札幌宮殿は、できるだけ高層ビルになるように努力する。ただし、実際の階数、敷地面積および床面積などは、実際の投資額または確実な予定投資によるであろう。高層になればなるほど、上部には、住宅、ホームステイ用住宅、ホテル、他の宿泊施設などが増築さるであろう。

B 体育文化施設との共栄

札幌宮殿は、札幌市内の大きな体育施設または文化施設と隣接し、それと共生共栄できるような形態で、なるべく競合しない、むしろ補完的で、相乗累積的な効果を生むような内容にすることが望ましい。

C. 札幌宮殿の各階の特徴

この類型は、いろいろ考えられるが、以下はその 1 例であり、実際の進行は、借款起業家またはその起業家グループが、地球愛友好仲間の意見を斟酌しながら、プロジェクトの立案、その精巧化、修正などをおして行われる。いずれにしても、地球愛友好仲間と札幌宮殿の関係者は、より良い選択を検討する必要がある。

5 階以上：ホテル、ゲストハウス、個室

A. ほぼすべてのフロアを宿泊施設として使用し、国内外のアスリート、一般外国人、留学生、国際貿易会社が利用しやすいように配慮する。

B. 外国風の部屋、先住民族および少数民族用のスペース。

C. 外国人が札幌でホームステイを体験できるように、和室の 2LDK および 3DK の部屋をいくつか用意する。近隣の大学生用に部屋に、必要に応じて確保する。



4 階：地域別・国別のスペースまたは事務所

- A. 北米、南米、太平洋オーストラリア、北東アジア、南西アジア、アフリカ、中東、ヨーロッパなどの地域別、または国別の部屋を用意します。
- B. 経済、文化など、どの分野に利用したいかは、利用者の希望を尊重します。

3 階：各種プレゼンテーション、映画、FM ラジオ放送のステージ

- A. ステージでは、歌、ダンス、演劇（外国語のセリフには日本語字幕付き）、講演などを行う。
- B. 正面にスクリーンがあり、音響設備やオーバーヘッドプロジェクターが使用可能で、更衣室、同時通訳設備があります。
- C. このホールの FM ラジオ局は、「地球に優しい FM 札幌」（仮称）と名付けられます。

2 階：文化、語学、スポーツなど多目的ホール

- A. 歌舞伎（邦楽、洋楽、童謡、ジャズ、ロック、バレエ、フラダンス、カラオケ）
- B. 日本語および世界の主要言語の指導（語学教室）
- C. スポーツ：剣道、柔道、卓球、太極拳、テコンドー、ヨガ、パラリンピックルームなど
- D. 囲碁、チェスなど世界の子供向けゲーム（札幌ドームを訪れる大人のお子様向け）
- E. シャワー、小浴場、サウナ、外国風サウナなど



1 階：喫茶室、日本食、コーヒーショップ、エスニック料理のローテーション

- A. 入り口前の喫茶室（ここでお客様をおもてなしする）
- B. 和食に力を入れる。和食はユネスコに登録されている。
- C. 1 階では、回転するエスニック料理も大きな特徴で、寿司を中心に、さまざまな民族の代表的な料理のサンプルが回転する。試食したものが気に入ったら、すぐにそのエスニックレストランに行くことができる。



地下 1 階：駐車場

地下 2 階：駐車場

地下 3 階：駐車場

付属書Ⅲ 返済モデル

第 11 条第 3 項に従い、企業借入者は協力者との合意により、以下のモデルのいずれかを選択して貸付金を返済することができます。

モデル A

借款起業家の負担が軽く、2 年間は元本とその利息を返済する必要がない。

モデル B

借款起業家にとり、中程度の負担の負担で、同起業家は、2 年間は元本を返済しなくともよいが、利息は返済しなければならない。

モデル C

借款起業家にとり、より重い負担になるもので、同企業家は、1 年間だけ元本とその利息を返済しなくともよい。

モデル D

借款起業家にとり、さらに重い負担になるもので、同企業家は、1 年間は元本を返済しなくともよいが、利息は返済しなければならない。

モデル E

借款起業家にとり、もっとも重い負担となるもので、借款起業家は、1 年目から元金（資本金 元本）とその利息を返済する。

モデル F

借款起業家は、協力者（銀行家、投資家など）との合意に従い元金とその利息を返済することができる。

付属書Ⅳ. アシスタントに関する定型契約

だれでも契約により協力者（銀行家、投資家など）、ブローカーおよび借款起業家のアシスタントになることができ、それらの名前で新しい協力者または**借款起業家**を招待することができる。（OEL0 憲章、第 48 条。<http://mopw.org/elo%20n15%20char-e-240810.pdf>）。

地球愛友好機構は、札幌宮殿 に関心のある多くの人々が、原則として、誰でも契約当事者になることができ、世界の平和と友好に貢献できるこの種の大衆的な契約に最大限の注意を払うよう期待しています。

以下は、たとえば、ブローカー E. P.（そう名づける）と、原則として、誰でも（名前を A. A. 名づける）の間の契約案です。

友好と協力に関する E. P. と A. A. の間の契約

E. M. と A. A. は、友好と協力に関する E. P. と A. A. の間で、本契約を締結できたことを光栄に思います。

第 1 条 幸福の大きな源の 1 つ

両**契約**当事者は、本契約が、我われ両者間だけでなく、人びとの間の平和、友好、協力を促進する良い例を示し、我われと地球愛友好仲間の会員にとって、大きな幸福の源の 1 つとなるよう努力する。

第 2 条 送金の 1 %

1. E. P. は、A. A. が協力者または借款起業家を地球愛友好仲間に勧誘するのを支援し、A. A. の努力によって借款起業家に送られた送金の 1 % をうけとることができるものとする。

2. 合意により、A. A. は借款起業家の良きアシスタントとなり、同起業家の名で潜在的な協力者（銀行家、投資家など）を勧誘し、A. A. の努力によって送られた資金の 1 % を受け取ることができる。

第 3 条 勧誘の適切な形式

A.A. は、原則として、自分は地球愛友好仲間の会員であり、ブローカー E.P. の個人秘書であること；E.P. と自分は札幌での 札幌宮殿設立の実現に最大限の努力を払っていること；そして 貴殿 が本メッセージに添付されている覚え書き（MOU）を見て興味を持ってくれたなら、借款企業家は大変喜ぶであろうこと等を記載した招待メッセージを送付する。

第 5 条 義務の免除

A.A. は、E.P. の合法的指示を尊重して、この MOU に従って行動する限り、いかなる債務からも免除される。

第 6 条 紛争の解決

1. E.M. と A.A. が自ら紛争を解決できず、地球愛友好仲間 に紛争解決の支援を依頼する場合、本 MOU 第 31 条に規定されている第 1 文書および第 2 文書を提示する。

2. 本 MOU 第 32 条に規定されているように、調停委員会が組織される。

3. いずれかの当事者が CC による裁定に同意しない場合、別段の定めがない限り、紛争は札幌で他の法的手段によって解決される。

付属書 V. 地球愛平和友好札幌宮殿の貢献者名簿

この作成は、いまは時期尚早